

6 消 安 第 5216 号
令和 6 年 12 月 16 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等に係る防疫対策については、「連休期間における家畜防疫対策の徹底について」（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 消安第 624 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策徹底通知」という。）等により、生産者をはじめとする畜産関係者等への御指導をお願いしてきたところです。

アフリカ豚熱及び口蹄疫については、中国、韓国等の近隣国を含むアジア地域に広く浸潤しています。2024 年の訪日外客数は、10 月までの累計が過去最速で 3,000 万人を超えており、入国者等を介してこれらの疾病が我が国に侵入するリスクは依然として高い状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザについては、今シーズンはこれまでに最も早い 10 月 17 日から発生が確認され、全国どこで発生してもおかしくない状況が続いています。現在発生リスクが高い時期を迎えており、11 月 21 日に開催した鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議でお伝えした、①危機感の共有、②飼養衛生管理の「隙」を埋める対策、③大規模農場や過去に発生した農場又は地域における対策の再点検、④発生時の速やかな防疫措置の徹底が重要です。

豚熱については、野生いのししの感染区域が徐々に広がっており、本年においてはこれまで農場での豚熱の発生がなかった県での発生が確認されています。引き続き、農場における飼養衛生管理の徹底を基本とした上で、ワクチン接種推奨地域における適時・適切なワクチン接種の励行が重要となっています。

さらに、本年 11 月、国内で初めてランピースキン病の発生が確認されています。初発農場の周辺地域における続発事例、また少し離れた農場での発生も確認されており、現状、他都道府県への感染拡大も懸念される状況です。本病未発生地域においても警戒を強め、日頃から農場における吸血昆虫対策や入出場する人・車両等の衛生対策を徹底して予防に努めるとともに、異状の早期発見、発症牛の隔離徹底又は早期自主淘汰の検討等、感染拡大を防

止することが重要です。

これから年末年始及び旧正月（2025 年 1 月 29 日）の時期を迎え、人や物の動きが一層活発になることが見込まれます。農林水産省では、入国者の携帯品検査や国際郵便物の検査等の水際対策を強化することとしていますが、あわせて、農場における病原体の侵入防止対策の徹底及び疾病発生時における円滑な防疫措置を講じる体制の確保が重要です。各都道府県においては、関係機関、市町村、関係団体等と連携し、下記を踏まえ生産者等へ御指導いただくとともに、防疫措置に必要な体制を確保いただき、疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等

- （１） 畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避けるとともに、帰国時には衣服や靴の消毒等適切な防疫措置を行うこと。
- （２） 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が外国人従業員の母国を含む海外からの携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底すること。なお、外国人従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

2 農場における病原体侵入防止対策の徹底

- （１） 衛生管理区域に入場する飼養者、獣医師、家畜人工授精師、飼料等の運搬事業者、集乳業者、家畜の導入・出荷に携わる者、工事事業者、生産者団体職員等の全ての者は、車両の消毒、専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒等を徹底すること。
- （２） 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域及び畜舎へ立ち入らないよう、境界を明確化するとともに看板等により注意を促すこと。
- （３） 野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネット、畜舎の壁・天井等に穴や破損箇所、隙間等がないか再点検し、不備等を認めた場合は直ちに改善を図るなど、現場の「隙」を埋めること。
- （４） ランピースキン病の流行が懸念される地域では特に、牛舎牛体の消毒・殺虫、幼虫対策、牛舎周辺の草刈り等のほか、農場から出る車両についても吸血昆虫防除の対策を講ずること。

3 飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報の徹底

飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の特定疾病に関して、特定症状を呈している家畜を発見したときは、管轄の家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。また、本年、我が国で初めて発生が確認されているランピースキン病についても、牛に発熱、食欲不振、皮膚の結節等の疑わしい症状を認めた場合は家畜保健衛生所へ連絡すること。

4 休暇期間中における疾病の発生に備えた事前準備

休日や年末年始等においても円滑に防疫措置を実施できるよう、次のことについて確認すること。特に本年は事業者等が長期に休業することも想定されることから、事前に緊急時の対応について調整を図ること。

- (1) 都道府県内の関係部局、関係機関、関係団体、市町村及び関係事業者との緊急連絡体制を確保すること。
- (2) 防疫措置に必要な埋却地、焼却施設等の確保状況及びその実効性について改めて確認した上で、防疫計画の再確認を行うこと。
- (3) 防疫措置に必要な人員の動員計画について、家畜衛生部局や畜産関係団体だけではなく、都道府県内の関係部局、市町村等からの動員を含む体制となるよう、事前に関係者との合意形成を図ること。
- (4) 防疫措置に必要な資機材については、初動対応に必要な量を確保すること。また、資機材の運搬及び動員者の輸送等に必要な車両についても確保状況を確認すること。特に資材については、大規模農場における防疫措置、発生の継続等も念頭に、休日、年末年始等であっても滞りなく調達できる体制を確保すること。